

令和6年度 指名停止等措置業者一覧表

No.	商号	所在地	指名停止等の理由	措置要件	指名停止期間
1	(有)山末建設	宇佐市大字下高1724	有限会社山末建設及び同社従業員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和2年2月22日、中津簡易裁判所において、同社が罰金80万円、同社従業員が罰金30万円の略式命令を受け、その刑が確定しており、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、令和6年7月9日に大分県知事から指示処分を受けたため。	別表第2第8号 建設業法違反行為	令和6年8月14日 ～ 令和6年9月13日 1か月